

## 尾道市子育て家庭支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この事業は、保護者の疾病及び仕事等により児童の養育が一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に児童福祉施設その他の保護を適正に行うことのできる施設（以下「実施施設」という。）において一定期間、養育・保護することにより、これらの児童及び家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

### (事業の主体)

第2条 この事業の実施主体は、尾道市とする。

### (事業の種類)

第3条 この事業は、短期入所生活援助（ショートステイ）事業と夜間養護（トワイライトステイ）事業の二種類からなる。

### (事業の内容及び実施方法等)

第4条 短期入所生活援助（ショートステイ）事業の内容及び実施方法等は、次に掲げるとおりとする。

(1) この事業は、児童を養育している家庭の保護者が疾病、疲労その他の身体的若しくは精神上又は環境上の理由により児童の養育が一時的に困難になった場合や経済的な理由により、緊急一時的に母子の保護を必要とする場合等に実施施設において短期入所生活援助（ショートステイ）（以下「入所」という。）を行うものである。

(2) 実施施設は、児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設等、適切に保護することができる施設とする。

(3) この事業の対象となる者は、次の掲げる事由に該当する家庭の児童又は母子等とする。

ア 児童の保護者の疾病

イ 育児疲れ、慢性疾患時の看病疲れ、育児不安などの身体上又は精神上の事由

ウ 出産、看護、事故、災害、失踪などの家庭養育上の事由

エ 冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由

オ 経済的問題等により緊急一時的に母子保護を必要とする場合

(4) 入所を希望する者は、別記様式第1号による短期入所生活援助（ショートステイ）申請書（以下「入所申請書」という。）を市長に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合等やむを得ない事情により、入所申請書を事前に提出できないときは、事後速やかに提出するものとする。

(5) 市長は、入所申請書の審査及び実施施設の受入れ可否等の確認を行った上、入所

を決定したときは、別記様式第2号による短期入所生活援助（ショートステイ）決定通知書により保護者等に通知するとともに、入所を実施又は委託しようとする実施施設の長に、別記様式第3号による短期入所生活援助（ショートステイ）実施・委託決定通知書により通知するものとし、当該児童の入所が適当でないと認めるときは、その旨を保護者に通知するものとする。

- (6) 入所の期間は、原則として7日以内とする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認められた場合は、必要最小限の範囲内で延長することができるものとする。
- (7) 市長は、入所の解除が適当であると認められたときは、その旨を保護者及び実施施設の長に通知するものとする。
- (8) 実施施設の長は、この事業の対象児童を他の措置入所児童と同様に処遇するものとする。
- (9) 児童の実施施設への移送及び家庭への引取りは、当該児童の保護者の責任において行うものとし、その費用は、保護者が負担するものとする。
- (10) 入所の委託を受けた実施施設の設置者は、入所終了後、市長に対して別記様式第4号による短期入所生活援助（ショートステイ）委託料請求書により委託料を請求するものとする。

2 夜間養護（トワイライトステイ）事業の内容及び実施方法等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) この事業は、児童を養育している家庭の保護者が、仕事等の事由により平日の夜間に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合その他の緊急の場合において、その児童を実施施設において保護し、生活指導、食事の提供等（以下「養護」という。）を行うものである。
- (2) 実施施設は、児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設等、適切に保護することができる施設とする。
- (3) この事業の対象となる者は、保護者の仕事等の理由により、保護者が平日の夜間に不在となる家庭の児童とする。
- (4) 養護を希望する保護者は、別記様式第5号による夜間養護（トワイライトステイ）申請書（以下「養護申請書」という。）を市長に提出するものとする。
- (5) 市長は、養護申請書の審査及び実施施設の受入れ可否等の確認を行った上、養護を決定したときは、別記様式第6号による夜間養護（トワイライトステイ）決定通知書により保護者に通知するとともに、養護を実施又は委託しようとする実施施設の長に、別記様式第7号による夜間養護（トワイライトステイ）実施・委託決定通知書により通知するものとし、当該児童の養護が適当でないと認めるときは、その旨を保護者に通知するものとする。

- (6) 実施施設の長は、この事業の対象児童に対し、生活指導、学習指導、食事の提供、入浴サービス等の処遇を行うものとする。
- (7) 児童の実施施設への送迎は、当該児童の保護者の責任において行うものとし、その費用は、保護者が負担するものとする。
- (8) 保護者は、養護が必要でなくなるときは、原則として養護が必要でなくなる1か月前までに別記様式第8号による夜間養護（トワイライトステイ）辞退届（以下「辞退届」という。）を市長に提出するものとする。
- (9) 市長は辞退届を受理したときは、保護者に別記様式第9号による夜間養護（トワイライトステイ）終了通知書により通知するとともに、実施施設の長に対し、別記様式第10号による夜間養護（トワイライトステイ）実施・委託終了通知書により通知するものとする。
- (10) 養護の委託を受けた実施施設の設置者は、市長に対して別記様式第11号による夜間養護（トワイライトステイ）委託料請求書により委託料を請求するものとする。

（備付書類）

第5条 入所及び養護の実施施設においては、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項に基づく措置児童に準じてこの事業の利用児童の記録を行うものとする。

（関係機関との連携）

第6条 市長は、この事業の実施に当たり、他の関連在宅福祉サービスとの十分な調整を行うとともに、児童相談所、福祉保健センター、福祉事務所、母子支援員及び民生委員・児童委員等の関係機関と十分な連携を図るものとする。

（利用者負担）

第7条 短期入所生活援助（ショートステイ）事業又は夜間養護（トワイライトステイ）事業の利用者は、利用に要する経費として、別表に定める保護者負担金を当該世帯の状況により負担しなければならない。

（費用の支弁）

第8条 市長は、実施施設に短期入所生活援助（ショートステイ）事業又は夜間養護（トワイライトステイ）事業に要する経費として、別表に定める委託料を支弁するものとする。

付 則

この要綱は、平成15年2月12日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成16年3月11日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成17年2月21日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

別表（第7条、第8条関係）

尾道市子育て家庭支援事業に係る経費

区 分	世 帯	利用児童 年 齢	委 託 料 日額 (円)	保護者負担金 日額 (円)
短期入所生活援助 (ショートステイ) 事業	生活保護世帯 (母子及び寡婦 福祉法 (昭和39年法律第129号) に規定する配偶者のない女子で 現に児童を扶養しているものの 世帯及びこれに準ずる父子家庭 の世帯で市民税非課税世帯に該 当する場合を含む。)	2歳未満児	10,700	0
		2歳以上児	5,500	0
		緊急一保母	1,500	0
	市民税非課税世帯 (母子・父 子・養育者家庭を含む。但し生活 保護世帯として取り扱われる世 帯を除く。)	2歳未満児	10,700	1,100
		2歳以上児	5,500	1,000
		緊急一保母	1,500	300
その他の世帯	2歳未満児	10,700	5,350	
	2歳以上児	5,500	2,750	
	緊急一保母	1,500	750	
夜間養護(トワイラ イトステイ) 事業	生活保護世帯 (母子及び寡婦 福祉法に規定する配偶者のない 女子で現に児童を扶養している ものの世帯及びこれに準ずる父 子家庭の世帯で市民税非課税世 帯に該当する場合を含む。)	基本分	1,500	0
		宿泊分	1,500	0
	市民税非課税世帯 (母子・父 子・養育者家庭を含む。但し生活 保護世帯として取り扱われる世 帯を除く。)	基本分	1,500	300
		宿泊分	1,500	300
	その他の世帯	基本分	1,500	750
		宿泊分	1,500	750

(注)

- 1 市民税の決定について、短期入所生活援助及び夜間養護の申請が各年の1月1日から5月31日までの間になされたものについては、前前年分の所得に係る市民税課税状況によるものとし、6月1日から12月31日までの間に申請されたものについては、前年分の所得に係る市民税課税状況によるものとする。
- 2 経済的な理由により、緊急一時的に短期入所生活援助（ショートステイ）事業を母子が利用した場合は、利用児童の額に緊急一時保護の母親の額を加算するものとする。
- 3 夜間養護（トワイライトステイ）事業の基本分は、夜間4時間（原則18:00～22:00）であり、夜間から引き続き宿泊を行う場合は、宿泊分を加算するものとする。